

## 住宅宿泊事業特別部会設置要綱

(設置)

第1 岩手県環境審議会条例(平成6年岩手県条例第 36 号。以下「環境審議会条例」という。)  
第8条第1項及び岩手県環境審議会運営規程第8条第2項の規定に基づき、住宅宿泊事業特別部会(以下「部会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 部会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業の執行状況に関する事
- (2) 住宅宿泊事業法施行条例(平成 30 年岩手県条例第 51 号。以下「条例」という。)に規定する制限する区域・期間に関する事
- (3) 条例に規定する制限の適用除外に関する事
- (4) その他住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の防止のために必要な措置などに関する事

(庶務)

第3 部会の庶務は、県民くらしの安全課において処理する。

(補則)

第4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 29 日から施行する。